

大田市告示第 88 号

大田市子ども・若者支援地域協議会設置要綱（平成 26 年大田市告示第 51 号の 2）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

大田市長 楫野弘和

第 5 条第 1 項中「健康福祉部」を削る。

別表中「

| | |
|------|---|
| 福祉関係 | 松江地方法務局出雲支局 島根県浜田児童相談所 大田市民生児童委員協議会 大田市社会福祉協議会 おおだふれあい会館 大田市健康福祉部地域福祉課 大田市健康福祉部こども政策課 大田市健康福祉部こども家庭支援課 |
|------|---|

」を「

| | |
|------|---|
| 福祉関係 | 松江地方法務局出雲支局 島根県浜田児童相談所 大田市民生児童委員協議会 大田市社会福祉協議会 おおだふれあい会館 大田市生活福祉課 大田市高齢・障がい福祉課 大田市こども政策課 |
|------|---|

| | |
|--|-------------|
| | 大田市こども家庭支援課 |
|--|-------------|

」に改め、同表保健・医療関係の項中「健康福祉部」を削る。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。